

## 相続税・贈与税に関する専門家会合（第1回）議事録

日 時：令和4年10月5日（水）15時27分

場 所：WEB会議（財務省第1会議室を含む）

### ○増井座長

時間となりましたので、ただいまから「相続税・贈与税に関する専門家会合」の第1回を開会します。

このたび、本会合の座長を務めることになりました増井です。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様方の御理解・御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいており、現在、全員との接続が確認できております。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

冒頭、本専門家会合の趣旨について御説明いたします。

本専門家会合は、以前の政府税制調査会総会における議論を踏まえ、「資産移転の時期の選択に、より中立的な税制を構築する」という課題について、今後の総会における議論の素材を整理するため設置されました。メンバーの皆様につきましては、後ほど御紹介したいと思います。

それでは、会合の公開体制についてお諮りさせていただきます。

本会合の議事は、原則として、マスコミの方に傍聴を認め、公開することとしてはどうかと考えます。ただし、中立性・公平性等の観点から会合を非公開とすることが適当と判断する場合には、皆様にお諮りした上で、その都度、非公開とすることを決定したいと考えます。

また、会合に提出された資料に関しては、内閣府のホームページに掲載するとともに、議事については、後日、議事録を同ホームページに掲載することで公開してはどうかと考えます。

他方で、総会ではインターネットによる中継を行っていますが、この会合は最終的な報告を行う総会の前段階という位置づけですので、より闊達な議論を行うため、インターネット中継は行わないこととしてはどうかと考えます。

そのため、会合の終了後には、事務方による記者ブリーフを行いたいと考えています。

本会合につきましては、以上のような公開体制で臨みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○増井座長

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、本専門家会合に御参加いただくメンバーの皆様を御紹介させていただきます。

まず、京都大学の岡村忠生教授です。

ウェブで参加いただいています、中央大学の國枝繁樹教授です。

日本税理士会連合会の神津信一税理士です。

慶應義塾大学の佐藤英明教授です。

日本税理士会連合会の高橋俊行税理士です。

慶應義塾大学の土居丈朗教授です。

日本税理士会連合会の平井貴昭税理士です。

ウェブで参加いただいています神戸大学の瀧圭吾教授です。

また、本日は御欠席されていますが、中央大学の澁谷雅弘教授にも今後御出席いただく予定です。

それでは申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○増井座長

それでは、議題に入りたいと思いますが、本日は中里会長にも参加いただいていますので、最初に一言御挨拶をいただきます。

中里会長、よろしく願いいたします。

○中里会長

ありがとうございます。

このテーマは国民の皆様の御関心が極めて高いものでございまして、皆様の議論を多くの方が注目して見ているということです。

これが最善の方策だというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、様々な方に分かりやすい議論をしていただくことによって、多くの国民の皆様にも納得していただけるような方向性をお考えいただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○増井座長

中里会長、ありがとうございました。

それでは、本日の会議の流れについて説明いたします。

本日の専門家会合では、冒頭に申し上げた設置趣旨を踏まえ、まずは事務局から、相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況や、相続税・贈与税の制度と課題について御説明をさせていただき、その後、皆様から御質問や御意見をお伺いしたく存じます。

それでは、財務省税制第一課の宮下企画官、よろしくお願いたします。

## ○宮下企画官

ありがとうございます。宮下でございます。

資料〔相1-1〕に沿って御説明させていただきます。

まず、4ページ目を御覧ください。

我が国の金融資産の保有状況についての資料です。左の表ですが、1999年には60歳以上の世帯が金融資産全体の約45%を保有していましたが、2019年には約65%に増加しています。

右の表ですが、一番右側の70歳以上の世帯を御覧いただければと思いますが、1999年には266兆円の金融資産を保有していましたが、2019年には700兆円の保有と、大きく増加しております。

5ページ目を御覧ください。

被相続人がお亡くなりになった年齢を示した資料です。2019年には、80歳以上でお亡くなりになって相続が行われるケースが全体の71.6%にまで増加しています。これ自体は長寿化の結果であって喜ばしいことなのですが、世代間の資産の移転という観点からは、相続を受ける子供の側の年齢も高齢化していることが想定されます。いわゆる「老老相続」が増加し、相続の機会を通じた若年世代への資産移転が進みにくい状況と言えます。

6ページ目を御覧ください。

今後の我が国の人口構成などを考えた場合、高齢者への金融資産の偏りや「老老相続」の増加という状況は、当面の間は一層進んでいくものと考えられます。

7ページ目を御覧ください。

高齢者の世帯における貯蓄残高についての資料です。右側の高齢者夫婦世帯で見た場合ですが、貯蓄残高3,000万円超の世帯が21%となる一方で、450万円未満の世帯が27%となっています。先ほど、高齢者の金融資産の保有割合が増加していると申し上げましたが、個々の世帯を見るとばらつきがあることが分かります。

8ページ目を御覧ください。

先日の政府税調総会で耳塚先生が御説明されましたが、親の所得が高いほど、その子供の4年制大学への進学率が高くなる。そして、大学卒の方が生涯賃金は高くなると分析されています。

9ページ目です。

所得というフローの概念に基づく分析ではありますが、親の所得と子供のテストの正答率との間には相関関係があると分析されております。

11ページ目を御覧ください。

続いて、相続税の制度と課題について説明いたします。我が国では、法定相続分課税方式が採られており、現在、基礎控除は「3,000万円+600万円×法定相続人数」、税率

は10%から55%の8段階になっています。

12ページ目を御覧ください。

相続税の計算の仕組みです。詳しい説明は省略いたしますが、課税遺産総額と法定相続人の数が決まれば、遺産分割のやり方にかかわらず相続税の総額が決まるという特徴があります。

13ページ目を御覧ください。

相続財産の構成を示した資料です。平成初期の頃までは、地価高騰に伴い土地が大きな割合を示しておりましたが、直近の令和2年の状況を見ますと、土地は相続財産全体の34.7%に減少する一方、有価証券、現預金が48.7%となっております。

14ページ目を御覧ください。

相続税収は、令和3年度は2.8兆円、令和4年度は2.6兆円と見込まれています。また、課税件数割合は最近では8%台で推移しております。

15ページ目を御覧ください。

贈与税の概要です。贈与税には、暦年課税と、選択制で選ぶことができる相続時精算課税があります。暦年課税の税額は、1年間に受けた贈与の合計額から基礎控除110万円を控除した残額に対し累進税率を適用して算出されます。

これに対し、右側、相続時精算課税では、累積で2,500万円までは特別控除とし、それを超えた金額について20%の税率が適用されます。そして、贈与者が亡くなった際、贈与財産を相続財産に合算して相続税を計算する仕組みです。適用要件があり、贈与者は60歳以上、受贈者は18歳以上の推定相続人・孫となっています。

16ページ目を御覧ください。

暦年課税の贈与について見ますと、700万円以下が全体の9割を占めております。また、右側のグラフですが、実際の申告データを分析してみますと、一定の割合で連年にわたって贈与を受けているケースがあることが分かります。

17ページ目を御覧ください。

実際の申告データを分析してみますと、左側の円グラフにあるように、父母からの贈与が54%、祖父母からの贈与が21%となっています。また、右側のグラフは贈与金額ベースで見たものですが、贈与者が60歳代以下では、青い部分、子供への贈与がほとんどですが、70歳代、80歳代では、緑の部分、孫への贈与が一定程度見られます。

18ページ目を御覧ください。

相続税と贈与税の関係について説明したいと思います。赤いラインが相続税、緑のラインが贈与税の税率を示したものです。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっています。

こうした税率構造の下では、相続税がかからない者や相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくく、若年層への資産移転が進みにくいと考えられます。

一方、相続財産が多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用されることとなります。

19ページ目を御覧ください。

実際の申告データを分析してみますと、基礎控除以下の方が入ってこないなど、一定の留保は必要になりますが、今申し上げたような傾向が見受けられるかと思えます。被相続人の遺産総額が3億円以下のケースは、相続税が課税される方の中でも90%以上の方になりますが、贈与税の負担率が相続税の負担率を上回っているという傾向が見られます。

また、被相続人の遺産総額が3億円を超えるケース、こちらは人数的にはごく一部の方になりますが、贈与税の負担率が相続税の負担率を下回っている傾向が見られます。

20ページ目を御覧ください。

3年前の政府税調中期答申においても、高齢世代に資産が偏在する等の状況を踏まえ、諸外国の例を参考にしつつ、また、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で検討を進める必要があるとの御提言があったところです。

21ページ目を御覧ください。

今期の政府税調総会では、以前、相続税・贈与税を議論した際にも、資産の移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて議論を進めるべき。

それから、3つ目ですけれども、遺産税方式または遺産取得課税方式に立って議論するほうが分かりやすいのではないかと。

4つ目ですけれども、諸外国のように、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税する仕組みが望ましい。

5つ目ですけれども、相続時精算課税制度は中立性の観点からは暦年課税よりも優れている。

最後ですけれども、贈与税の非課税措置は、政策効果を踏まえつつ見直しが必要ではないかといった御意見をいただいたところです。

22ページ目を御覧ください。

右下の絵にありますように、生前贈与を1回、2回、3回と行った後でお亡くなりになって相続となるケースであっても、左側のように相続の際に一度に財産を移転したケースであっても、税負担が同じということになれば、資産の移転時期の選択に対して税制が中立的ということになるのだと思えます。

続きまして、課税方式に関連した資料について説明いたします。

24ページ目をおめくりください。

我が国の相続税と贈与税の歴史を年表にまとめたものです。相続税は、日露戦争の戦費調達のため、明治38年に創設され、当初は遺産課税方式を採用していました。その

後、戦後のシャープ勧告を踏まえ、昭和25年からは一生累積型の課税が行われたところですが、しかしながら、税務執行上困難であるとの理由で、昭和28年にこうした方式は廃止されました。昭和33年には、法定相続分課税方式が採用され、相続前贈与の合算期間も3年となりました。なお、贈与税の3年間の累積課税方式も、昭和50年までの間、導入されておりました。そして、平成15年には、相続時精算課税制度が導入されています。

25ページ目を御覧ください。

米国では、遺産に対して課税が行われる遺産課税方式が採用されています。具体的には、贈与した側、遺産執行人が納税義務を負う仕組みになっていますが、税率表が贈与税・遺産税で統合されるなど、生涯にわたる財産の移転額に対して累積的な課税が行われています。

26ページ目を御覧ください。

フランスでは、遺産の取得者に対して課税が行われる遺産取得課税方式が採用されています。こちらも税率表が統合されるなど、過去15年間の贈与と相続に対して累積的な課税が行われています。

27ページ目を御覧ください。

ドイツでも、同様に遺産取得課税方式の下で、過去10年間の贈与と相続について累積的な課税が行われています。

28ページ目を御覧ください。

今申し上げた諸外国の税制と日本の税制を比較したイメージ図です。今、申し上げましたように、アメリカ、ドイツ、フランスでは、税率表が統合されるなど、贈与と相続を一体として累積的な課税が行われています。

これに対して我が国の場合、法定相続分課税方式の下、贈与税と相続税が別の体系として存在していることもあり、こうした国々と全く同じような形での課税は難しいわけですが、相続時精算課税制度を選択した場合には、一番下のところですが、選択後は生前贈与と相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に中立的な税制となります。

一方で、暦年課税の場合、相続前の3年間の贈与についての相続財産への加算はありますが、資産移転の時期に中立的な形とは言えないと考えられます。

29ページ目を御覧ください。

各課税方式の特色をまとめたものです。左側、遺産課税方式を採った場合、長所としては、亡くなった者の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合している、税務執行が容易であることなどが挙げられますが、個々の相続人が取得した財産額に応じた累進税率が適用されないなどの短所が指摘されています。

真ん中、遺産取得課税方式を採った場合ですが、長所としては、取得者各々の担税力に応じた課税ができる、富の集中の抑制を図るとの目的に適合していることなどが挙げ

げられますが、遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる、仮装分割が行われる懸念があるなどの短所が指摘されています。

これに対して法定相続分課税方式ですが、両者の長所を取り入れる形にはなっておりますが、全ての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができないなどの短所も指摘されているところです。

30ページ目を御覧ください。

昭和32年の答申では、2つ目の○ですが、遺産取得課税体系を維持することが適当であるが、遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止する必要があるとされ、法定相続分課税方式の採用が提言されたところです。

31ページ目を御覧ください。

平成12年の答申です。相続税については、基本的には、遺産の取得に担税力を見いだして課税するもので、個人所得課税を補完するものと考えられる、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置づける考え方もある、公的な社会保障が充実してきている中で、相続課税の役割が一層重要になってきているといった指摘がなされています。

32ページ目を御覧ください。

最近の答申では、「老後扶養の社会化」が進む中で、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税が重要な役割を果たすことが指摘されております。

続いて、相続時精算課税制度や贈与税の非課税措置について説明いたします。

34ページ目を御覧ください。

相続時精算課税制度は、次世代への早期の資産移転とその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入されたものです。具体的には、暦年課税との選択制で、①に書いてありますが、贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付し、②のところですが、相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除するという仕組みになっています。

35ページ目を御覧ください。

下の方のオレンジ色の折れ線グラフは、相続時精算課税制度による申告件数を表したものです。近年は4万件台にとどまっており、制度創設当初と比べ利用件数が減少しております。

棒グラフの黄色い部分が相続時精算課税制度を活用した財産の移転額を表しておりますが、近年は0.6兆円程度と、金額ベースでも当初に比べ減少しております。相続時精算課税制度は広く活用されているとは言えない状況にあります。

36ページ目を御覧ください。

その理由は様々あると思いますが、一つには、制度創設当初は相続時精算課税制度を活用する形で、住宅資金の贈与に係る特例措置や、特定同族株式等の贈与に係る特

例措置が講じられていたという経緯も関係しているのではないかと考えられます。

例えば、制度創設当初、住宅資金の贈与については、相続時精算課税制度の特別控除額2,500万円に1,000万円が上乗せされるという形で優遇措置が設けられました。その後、リーマンショックの際、相続時精算課税制度とは独立した形で、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されております。その後、相続時精算課税制度とは別の形で、教育資金や結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置が創設されております。

37ページ目を御覧ください。

最後に、今申し上げました、時限的な措置として講じられている贈与税の非課税措置について概要を説明いたします。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置ですが、親や祖父母が金融機関の子・孫名義の専用口座に教育資金を一括拠出した場合、1,500万円までの贈与について非課税とする措置です。

38ページ目に利用実績をつけておりますが、当初は5～6万件の新規契約がありましたが、令和3年度には1万件を割り込む状況となっております。

39ページ目を御覧ください。

結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置ですが、同様のスキームで、結婚・子育て資金を一括拠出した場合、1,000万円までの贈与について非課税とする措置です。

40ページ目に利用実績をつけておりますが、令和3年度には153件まで減少しております。

41ページ目を御覧ください。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置についてです。近年は消費税率引上げに際して一時的に非課税限度額が引き上げられましたが、今年1月以降は最大1,000万円が限度額となっております。

42ページ目を御覧ください。

その利用実績を見ますと、非課税限度額の水準にかかわらず、適用件数はほぼ横ばいで推移している状況かと思えます。

43ページ目を御覧ください。

これらの贈与税の非課税措置については、3年前の政府税調の中期答申におきましても、格差の固定化防止につながりかねない側面がある、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくこととあわせて検討していく必要があるとされております。

事務局からの説明は以上です。

## ○増井座長

ありがとうございました。

資産移転の時期の選択に、より中立的な税制をどのように構築していくかといった課題については、様々な議論がなされてきているものと承知しております。そこで、議

論が交錯しないようにするため、この会合では「中期的な課題」と「当面の対応」と、2回に分けて議論を行いたいと考えております。

「中期的な課題」としては、現行の法定相続分課税方式の見直しも含め、相続税・贈与税のあり方について、どのような方向性が考えられるか、といったことが論点として考えられるかと思えます。

また、「当面の対応」としては、現行の課税方式の下、次のようなことが論点として考えられるかと思えます。「相続時精算課税制度の使い勝手の向上」、「暦年課税による相続前の贈与の加算期間の見直し」、「各種の贈与税非課税措置について、どのように考えるか」、こういったことが論点として考えられるかと思えます。

本日は、「中期的な課題」について御意見をいただき、次回、「当面の対応」について議論を行いたいと考えておりますが、このような進め方に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

#### ○増井座長

それでは、皆様から御質問や御意見をお伺いしたいと思います。御質問等がある場合には、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。発言順につきましては私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

それでは、國枝先生、お願いします。

#### ○國枝中央大学法学部教授

國枝でございます。事務局からの説明、大変勉強になりました。

中期的な課題ということで、枠組み等につきお話しさせていただければと思います。

まず、遺産課税方式と遺産取得課税方式でございますけれども、事務局の資料だと3種類載っていましたが、頭の整理としては、まず遺産課税方式と遺産取得課税方式の2種類と考えるべきだろうと思えます。法定相続分課税方式は、遺産取得課税方式の中の一つのみなし課税と位置づければいいのかだろうと思えます。

担税力に基づいて、特に所得税を重視する過去の租税理論からすると、過去の所得税の清算みたいな議論もあるかもしれませんが、現在の租税理論は社会厚生を最大化するような税制の組合せを考えようということでございますので、そういう意味では所得税の清算等のような形で強引に位置づける必要はないだろうと思えます。

では、社会厚生上、望ましい税制はどうかということですが、実は効率性の観点からいうと、送る側が払うのか、受け取る側が払うのか、税額が同じであれば、帰着・転嫁を考えると実は差がありません。なので、重要なのは公平性の観点と考えられます。

公平性の観点からは、今日も事務局からお話がありましたように、経済格差が広がっておりますし、特にピケティらの研究で、所得格差以上に資産格差の拡大というの

が非常に重要だということが指摘されている。一部ではそれこそ英語だとWealth Tax、富裕税を導入しろという話まであるわけですがけれども、富裕税がない我が国においてはその役割は相続税・贈与税に求められているということだと思います。資産格差の拡大防止ということでいえば、当然ながら遺産取得課税方式が望ましいことになるのだらうと思います。

その上での法定相続分課税方式の評価ですが、先ほど言ったように、私はこの制度は経緯から言っても遺産取得課税方式のままだと仮装分割のケースが起きるので、それを避けるために法定相続分に基づいて課税するという一種のみなし課税が導入されたと思います。

そうだとすると、マイナンバーカード等が入りましたので、相続人の遺産取得の実態を税務当局がちゃんと把握できるようになるとすれば、法定相続分課税方式ではなくて、遺産取得課税方式に移行していくのが本来の姿だらうと思います。

公平性の観点からしても、遺産取得課税方式と比べて法定相続分課税方式の方が公平だという見方は恐らくないのではないかと思います。ただ、本当に相続人の遺産取得状況が把握できるのかどうか、税務当局のその辺の技術的な判断も含めて決めていくべきだらうと思います。

次の論点ですが、今度は資産移転のタイミングに中立的な課税ということですが、これも遺産動機によってどのタイミングに資産移転を図るかというのが決まってくるのですが、一つは利他的な遺産動機といたしまして、置かれた状況に基づいてタイミングを決める。例えば、子供が住宅を買おうとするけれども、手元にお金がないというときに贈与しようという考え方。この場合には生前贈与を早いタイミングでという考え方が出てくる。

他方、親の面倒を見てくれた子供に財産を残したいと。これは戦略的な遺産動機といたしまして、この場合にはあまり早く贈与してしまうと十分面倒を見てくれないかもしいという懸念もありますので、むしろ先の方が望ましい。

さらには、偶発的な遺産という考え方がありますが、この場合には亡くなる時ということになる。

実証研究では、こういった遺産動機が実は並列的に存在しているだらうと言われております。だとすると、様々なタイミングに資産移転をしたい方々がいらっしゃるわけですから、その意味で中立的な税制が望ましい。効率的な側面、公平性の側面、両方から望ましいということになると思います。

我が国では、相続時精算課税という方式が既に導入されていますので、これを中心に考えていくべきだらうと思います。ただ、相続時精算課税制度は、贈与を一々記録していかなければいけないということで、納税者の方にはかなりの負担がかかるということも事実でございます。だとすると、一種の簡易課税制度が必要かなという気がしております。それが恐らく現行の暦年課税の贈与税になるのだらう。ずっと記録を取

らなくてもいい形で簡易に、恐らく少額の贈与等が対象になると思いますけれども、そういった方たちに一種の簡易課税として暦年課税のチャンスを与えるということなのだろうと思います。

あとは、格差是正ということなので、税率構造の話ですけれども、累進的な税率構造を少なくとも維持、できれば強化を図っていくことが望まれるのだろうと思います。細かい措置の話は次回ということですから今日は話しませんけれども、各種の措置についても高額資産の保有者の利益になるような措置はできるだけ避けるべきかなと考えております。

以上でございます。

#### ○増井座長

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

#### ○佐藤慶應義塾大学大学院法務研究科教授

ありがとうございます。

今、國枝先生から、遺産取得課税方式が望ましいという点について、経済学的な観点からお話がありましたので、結論を同じくします私から法律的な観点も含めて申し上げておきたいと思います。

現行の法定相続分課税方式は、1人の納税者あるいは1人の相続人の事情が変更すると、他の共同相続人、受遺者への影響がほとんどの場合は起こるという点に問題があると思います。また、今は立ち入りませんが、遺産総額が各共同相続人等において常に同じでないといけないという前提が置かれる関係で、非常に複雑な法的問題が生じることも確かです。

3番目に、確かに現行法は遺産の大きさに応じた累進課税ではありますが、1つの相続によって財産を取得した相続人、受遺者間では、取得した遺産の大きさにかかわらず平均税率が同じになるという点で、富の移転に対する課税としては不十分だと考えます。

そして、昭和32年の答申が考えていた仮装分割等については、もちろん先ほど御指摘のあった技術の進展もありますし、それから、相続人の意識がこの間大きく変わって、きっちりと自分の取り分を取ろうという意識が社会的にも相当定着していると考えます。

そして、もう一つの理由であった事業承継等については、これは別個の事業承継に関する制度で対応すべきと考えます。

以上の理由から、法定相続分課税方式は、中期的には廃止して、より簡明な遺産取得課税方式に移行すべきだと考えます。もしも、遺産取得課税方式、簡明なものに移行することができるならば、資産移転のタイミングに中立的な税制としては、現行の複雑な相続時精算課税方式を選択するというやり方ではなくて、むしろ事前贈与、相続開始前の贈与を執行可能な範囲でできるだけ長く相続税に加算するフランス、ドイツ

型のやり方が望ましいであろうと考えます。

やや古典的な論点ですが、整理のために発言させていただきました。ありがとうございます。

#### ○増井座長

それでは、渕先生、お願いいたします。

#### ○渕神戸大学大学院法学研究科教授

非常にまとまった説明をいただきまして、宮下企画官、どうもありがとうございます。

今、國枝先生、佐藤先生が、遺産取得課税方式が望ましいという立場から、経済学、法律学の立場から御説明をいただきました。ただ、伺っておりますと、最初の方で、効率性の観点からは遺産取得課税であろうと遺産税であろうと同じであるはずで、それで公平の観点からということで、その場合は遺産取得税が望ましいとおっしゃられました。

ただ、私が見るところ、租税以外のいろいろな制度も含めて観察した場合に、遺産取得税が望ましいと簡単に言えるのだろうかと思えます。1つは、所得税と相続税の関係をどう見るかという話もありますが、そこは私も論文で書いておりますので今申し上げません。

今回申し上げたいことは3つございます。1つ目は、まず資産移転の時期に中立的な課税ということが過去の税調から結構言われているのですが、この発想は実は遺産税方式の視点というか、財産を残す側の視点に立っているのではないかと思うわけです。だから良いとか悪いという話ではないです。

ただ、資産移転の時期に中立的な課税ということを経産取得者の側から考えると、シャープ勧告のときに言われていたような累積的な、一生涯で受益したものについて、所得税と別立てにするか、一緒にするかはともかく、そういう課税をしなければいけないということで、大分別の立てつけが必要になるような気がします。なので、遺産取得税が望ましいとおっしゃっている方が、同時に資産移転の時期に中立的な税制ということで説明されるときに、立場のスイッチが起きているのではないかと懸念しました。これは、もしかすると本質的ではないかもしれません。

2つ目は、遺産がタイムリーに分割されて、相続人が自分の遺産はこれですという感じで、遺産のうちから自分の相続分をしっかりと取っていくような仕組みが、日本の制度上、必ずそうなるわけではなくて、ある程度長期間、遺産分割が済んでいないで何となく宙ぶらりんになっているような状態が昔からありまして、それは今でもあるわけですね。そういうこともあって、所有者不明土地とかそういう話が出てきているということでもあります。そういう場合に、遺産取得税を徹底していくとすると、その辺が非常に大きなネックになるのではないかと一方で思うわけです。

他方で、現行の相続税法もそうですけれども、連帯納付義務ということで、相続人間

が一定の濃密な人間関係に立っている、要するに、兄弟である相続人のAが払わなかったら別の兄弟であるBが代わりに取りあえず納付して求償をする。そういうような仕組みを取っているわけです。

しかし、これは先ほど遺産分割が未了のままであるということと、場合によっては矛盾するかもしれないのですけれども、相続人間、兄弟の間関係が希薄になっているような場合ですと、こういうような義務を課すこと自体がデュープロセスの観点から望ましいのかということが問題になり得るわけで、過去の下級審の裁判例でも、連帯納付義務というところに結構批判的な裁判例もあったように記憶しています。

そうだとすると、こういうふうに遺産取得税を取りながら、連帯納付義務ということではほかの納税義務者に仮の負担を負わせられないということになると、今度は遺産取得税方式で、実体法の面ではきれいなものだけれども、実際には税金が取れませんということになりかねないということもあって非常に難しい。だから、遺産取得税方式が駄目で遺産税のほうがいいと断言できるわけではないのですけれども、そういう難しい問題というか、租税以外の制度の難しさもあるということを指摘させていただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○増井座長

平井先生、お願いいたします。

#### ○平井税理士

実務家の立場で若干意見を述べたいと思います。

例えば、連年贈与や分割贈与等で租税回避行為が行われる、そこを是正していく必要があるということで、資産の移転の時期に中立的な税制ということだと思っておりますけれども、公平性をあまり重視すると非常に複雑な制度になる。端的な例が消費税です。租税回避行為を防止するためにどんどん複雑にしている。そこに軽減税率が入ったり、インボイス制度が入ったりして、本当にこれがきちっと実行できるのか。税務の現場では、税務調査については、法人税、所得税は非常に丁寧にやるのですけれども、それでもう時間いっぱい、消費税の税務調査がほとんどできていない。そういうこともありますので、公平性は当然重要だとは思っておりますけれども、簡素という視点もぜひ取れ入れて議論をしていただきたいと思います。

それから、相続税の課税方式については、十数年前に財務省と日税連で整理をしたものがありますので、今後もし中期的なことで議論をするのであれば参考になるのかなと思います。

最後に、財産の移転の時期の選択に中立的な税制というのは確かにそうなのですが、もう一つの課題としては、早期に若年世代に財産を移転していく、特に金融資産ですが、その視点も一つ課題として挙げられるのかなと思っています。中立的な税制と財産を若年世代に早く移す、これは一見すると相反する課題ではあると思いま

すけれども、これをうまく何とか整合性を持たせて制度に落としていければなと思います。

以上です。

#### ○増井座長

土居先生、お願いします。

#### ○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

それから、これまで御発言された先生方の御発言、大変勉強させていただきました。

その中で、國枝先生がおっしゃったように、私も経済学者として遺産取得課税方式の方が望ましいと思います。確かに、法定相続分課税方式は制度をより複雑にしているという意味においては、その簡素化を図るという意味においても、中期的な課題としてはこれをマイナンバーでしっかり取得価額を捕捉することを通じて、次第に、法定相続分ではなくて実態的に贈与・相続を受けた財産額に応じて課税することにしていくのが中期的には望ましいのではないかと考えております。

その際、渕先生が御指摘されましたところについては、國枝先生がおっしゃったところと若干両者の言い分が違うように受け止められる面もあったのかもしれませんが、私は必ずしも矛盾するものではなくて、遺産取得課税方式であっても、一定期間と言っている期間を一生涯とすれば、もちろん課税額は変わりますけれども、生前贈与をきちんと記録を取って、渡した側と受け取った側は漏れがない限りは同じ譲渡額になるわけですから、より長きにわたり記録を取ることを通じて、両者は矛盾しない形で、渡した側と受け取った側の額がきちんと同じ譲渡額として把握できる。

ただ、便宜的に一定期間とドイツ、フランスは取っているという意味においては、ここは一生涯を通じているわけではないということかもしれませんが、この期間を長くすればするほど一生涯に近くなるという意味においては、最終的な税額計算は根本的に異なりますけれども、財産として渡す側がどなたかを問わず幾ら渡したかということは、できるだけ長く記録することを通じて同じように把握できると思います。

私は、遺産取得課税方式であっても、一定期間と言っている期間をできるだけ長くするのが望ましいと思います。ただ、これが簡素ということと対立を来すと受け止められるのは少し為にする議論かなと。

より正確に受け取った額を長きにわたり記録することは、それはそれとして手間かもしれないけれども、実際、それだけの経済力を受け取っておられることには変わらないということですから、それを手間だと受け止められると、もちろんそれを手間でない手続的な、デジタルデバイスを使うとかいろいろな方法はあるだろうと思うので、そこでできるだけ手間がかからないようにする工夫・努力はあってもいいけれども、記録を取る期間が長きにわたることをもって簡素でないと言うべきではないと私は思っております。

もう一つは、中期的にという意味においては、既に精算課税制度があるわけですが、精算課税制度を今後どう遺産取得課税方式に移行するときを考えるかというのはなかなか悩ましい問題を持っているのではないかと思います。これは、当面の対応という部分も若干あるかもしれませんが、中期的な税制を考える上で移行過程も思考実験的に考えておく必要があるだろう。

何を申し上げたいかというと、現行の精算課税制度の利用が伸び悩んでいること理由の一つとして挙げられているのは、将来の相続税制がどうなるか分からないことによって、今、精算課税制度にコミットしていいかが納税義務者になろうとされる方にその選択を躊躇させるという話がある。

確かに、精算課税制度を使ったことによって、より多くの負担を強いられるような税制改正が将来行われることが予見されていれば、暦年課税の方を取る可能性は当然あるわけです。かといって、今後、資産格差が縮小するということがおのずと言えりような経済体制になるのかというと、むしろそうでない可能性の方が高いのではないかと今は見られている。今後は、放っておくとますます資産格差が拡大する方向に経済は動いていくのではないかという見方の方が今のところは明らかに強い。とすると、今後、資産格差を拡大してもいいというような税制に改めることはあまり考えにくくて、むしろ資産格差を防止するために税制で何かできないかという検討を深めていく。そういう方向に今のところ、中期的には税制の動向としては考えられる。

そうすると、ちょっとオブラートに包んだ言い方をしましたけれども、もっと端的に言えば、将来、相続税・贈与税が増税する方向はあるかもしれないけれども、減税する方向は考えにくいというのが今の御時世だとすると、当然ながら、その趨勢を見極めながら、精算課税制度を選択するかと言われると二の足を踏む可能性が出てくる。

そのときに、移行過程を考えたときに、資産移転の時期の選択に中立的な制度を選択することによって将来の増税が阻まれることになるのは、税制論議の在り方としてそれでいいのか。既得権がある方の既得権は認めないといけない面もあるとはいえ、認め過ぎるがゆえに将来の柔軟な税制改正の選択肢を狭めてしまうということは、私はそういう見方は良くないのではないかと考えております。

そういう意味では、移行過程で多少得失が納税者に出てきてしまうことはある程度はやむを得ないということ踏まえた上で、今後の制度の移行過程を考えるべきではないかと思います。

最後に1点だけ、まだどなたもおっしゃっていないので、中期的な課題として取り上げさせていただきたいのは資産評価であります。贈与・相続の際の資産評価が、果たして今の評価方法で中立的なのか。財産の種類の間においても中立的なのか、ないしは計算方法でタイミングによって中立的でない計算方法になっている可能性もあるかもしれない。さらには、本来もっと課税されてしかるべき資産がありながら、何らかの政治的な意図を含めて負担が軽減されていることがあるとすれば、そこは改めること

が中期的にはあるべきではないかと思えます。

以上です。

#### ○増井座長

岡村先生、お願いいたします。

#### ○岡村委員

贈与税というものは相続税の補完税だという説明が一般的に行われていますけれども、よく考えると両者の課税ベースは根本的に違うところがあります。贈与税は、ある年に、誰からもらったものであろうが、それは全部足して、それに累進税率を掛ける。これに対して相続税というものは、ある被相続人から来た財産について一定の方法で累進課税を行う。したがって、同じ年に2つ相続が起こったら、それぞれ別ですよということになっていると思えます。

こういう問題があって、相続税というものがもともと被相続人単位で課されている税だということは根本的に否定できない。それは取得者側で、取得者課税だと捉えたとしても、そこは否定しにくいだろうと思うわけです。

先ほど佐藤先生から、累進性というものがおろそかになるのではないかという御議論がありまして、それは本当にもっともなのですけれども、この議論をやって、遺産取得者ごとの公平を考えていくとすると、相続時精算課税制度にしても、加算制度にしても、被相続人ごとに寄せていますけれども、そこを超えて、ある納税者、受贈者もしくは相続人ごとに、生涯の相続と贈与を誰からもらったものであっても全部合算する、そして、生涯の被受贈税みたいなものと考えていく、こういうユニフィケーションになってくるだろう。

私もそこまで一応考えてみて、それが良いのかどうかという問題があるかと思えました。つまり、所得税を補完するような形で相続税・贈与税というものを考えていくとすると、どこから来たものであれ、どこが源泉になるかにかかわらず、それは総合的な所得を課税ベースとしますから、被相続人ごとではないようなものと考えていく。もちろん中長期的な検討になりますが、そういうことになってくるだろうと思えます。

それが良いのかどうかという問題があるのですけれども、さらに、所得税の補完、あるいは所得税と比べるということを考えていくと、私が思うに、相続税の課税ベースはあまりに狭過ぎる。相続財産という形で表面化したものは課税されますけれども、そうでないものは相続税の対象にならない。

例えば、親の家に子供がタダで住んでいる。家賃としてまともに払ったら、恐らく年間200万とか300万になるようなおうちに住んでいるような人がいて、しかし、それに相続税はかかっていなくて、親はあるときにそれを贈与するなり、あるいはもうちょっと高等なテクニックを使うなりして子供世代に渡していく。そういうものは課税されていないわけですよ。あるいは、親は免許も持っていないのに高い車を所有して、それを子に使わせて、そこにも贈与税はかかっていない。こういうことがあって、やは

り相続税でできることはかなり限定的で、そして、その課税ベースに入っていないものを使うようなことが、恐らく富裕層にはそうでない人たちよりもたくさんできるだろうと思われるのですね。

そうすると、相続税が再分配に持っている効果はかなり限定的であって、そして、今日の宮下企画官の図の中に、全体の税収に占める割合がかなり小さいということもありますけれども、これで格差是正ができるのか。そうでなくて、例えば広く浅い課税ベースを取りながら、給付の方で再分配を図っていくことの方が良いのかということとは考えた方が良いのではないかと思います。

本日、渚先生が遺産税型の御説明をされたと思うのですがけれども、私はどちらかというところ、最初からそちらの方にシンパシーを感じる人間でありまして、やはり被相続人が使い残したのものについては国家がある程度回収していいのではないかと説明のほうが通りやすくて、しかし、そこでできることはある程度限定的だろうとは思いますが。

以上です。

#### ○増井座長

高橋先生、お願いいたします。

#### ○高橋税理士

まず、宮下企画官、丁寧な御説明をありがとうございました。

実務家の視点から、本当に思うことではございますが、まず、資産移転の時期の選択に中立的と考えた場合に、先ほども渚先生がお話しされたのですが、遺産取得課税方式では、この選択権というのが果たして受贈者、相続人、受遺者にあるのかなというのが少し気になるところでございました。

もう一つは、資産移転を早期に促進するという意味で、若年層に資産を渡すための方法と考えますと、これは土居先生がおっしゃっていたのですが、資産の種類と評価については今の考え方で果たして良いのかと、実務家の視点で考えております。

いずれにしても、資産の移転の時期の選択に中立的ということと、資産移転を早期にということについては相矛盾するところが多くあると思いますので、悩ましいことだと考えます。

以上です。

#### ○増井座長

神津先生、お願いいたします。

#### ○神津特別委員

24ページに相続税と贈与税の沿革がありますけれども、我が国では昭和33年から70年近く法定相続分課税方式を採用しております。私の記憶ですけれども、15年ぐらい前に遺産課税方式に変えようという大きな動きがあって、私ども税理士会もそれに賛同して動いた記憶がありますけれども、それは主に農業従事者等の大反対に遭ってな

くなったという経緯があります。

それで、私の考えとしては、いろいろな組合せを通じて現行の法定相続分課税方式は維持すべきだと思います。

その中で、相続時精算課税方式の使い勝手の悪さと、現行の使用状況が非常に低いことが問題になっていまして、それはもう既に御指摘済みだと思いますけれども、例えば財産の価額が下落した場合の措置、それから相続時精算課税制度の適用後に税制改革が行われて有利不利の状況が出てきた場合の措置、そういうことを補完しつつ、相続時精算課税をもうちょっと使い勝手よく変更していくような方式が望ましいかなと思います。

今、3年以内贈与加算というのがございますけれども、その時期も若干延長するなどして、何年かは申しませんけれども、ドイツ、フランスのように15年、10年というのは長過ぎるような気がしますし、アメリカのような一生累積というのもちょっとなと思いますので、そこは適当な時期を選んで変更するという方式が良いのかなと。

御説明の中にありました教育資金贈与、結婚資金等の贈与については、やはり不公平でありますし、現行法の中で十分賄える措置でありますから、これは段階的に廃止していくこと。

住宅取得等資金の贈与については、私ども実務をやっているとして、親から子への資産移転、それから経済活性化に大分貢献していることを私は肌で感じております。本年の税制改正でこの非課税措置が見直されて、省エネ住宅だとかその他の一般の住宅で違いがございますけれども、それも過剰にならないように抑えつつも現行を維持する。それから、巷間言われている、贈与税がなくなるのではないかと、基礎控除がなくなるというようなドラスティックな改正は行わずに、マイナーチェンジによる資産移転の時期の選択に中立な税制の構築がよろしいかなと思います。

以上でございます。

#### ○増井座長

全員からコメントをいただきましたので、ここからはフリーで、御発言のある方の御意見をいただきたいと思っております。これまでいただいた御意見を踏まえて、追加の御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

國枝先生、お願いいたします。

#### ○國枝中央大学法学部教授

皆様方の御意見、大変参考になりました。

淵先生から私の説明について幾つか指摘がありましたので、ちょっと付け加えようと思っております。

もちろん効率性を考えるときに、一人の人間の人生ですから、一方で受贈し、他方で財産を残すということですので、当然両方を考えます。効率性の観点からどちらでも同じだと言ったのは、これは商品課税を考えるときに、売り手にかかるか、買い手にか

けるか、帰着は同じですというのと全く同じ意味で関係ないと申し上げました。

そうなってくると、税額が同じならば同じなのですけれども、今度は税額の計算のときにどういうことを配慮するのかということで、亡くなった方のことを配慮して税額を決めるのか、受け取った側の事情を勘案して税額を決めるのかということという、これは公平性の観点から受贈側でしょうと考えている。

もう一つ、資産移転の中立性との関係でいいますと、これも確かに私の説明だと、遺産動機を中心に話しましたので、送る側で見ているのではないかという話になるかもしれませんが、実は経済学者の言葉でいうと、受け取る側の効用あるいは消費等の行動は、当然ライフサイクルでどれだけの所得、それから資産移転がある場合にはその資産移転を全部見込んで、それで決まってくるから、そういう意味でいうと、受贈者側の公平性を考える際にも、人生を通じてどれだけ親であれば親から受け取れるのかということ全部合計して考えていかないといけないだろうということでございます。

ちょっと足りない部分がありましたので、付け加えさせていただきます。

#### ○増井座長

土居先生、お願いいたします。

#### ○土居委員

三点、申し上げます。

一点目は、確かに遺産課税方式のおっしゃりたいところとか、利点といいましょうか、その部分で、つまり、遺産取得課税方式だと、分割して相続した後での価額に基づいて課税することになると、累進課税からするとそれぞれが分割されて課税することになるので、トータルで見たときの税額が少なくなる可能性があるという観点と比較すると、財産を残された方が生きている間に消費し切れなかった分を、あたかも課税する部分がある。そういう意味では、歴代の税調答申の言葉で言うところの「扶養の社会化」という観点と照らし合わせると、そういう意味では決して軽くない負担を相続税・贈与税を一体的な形で税額計算する、しかも、何人に分割して渡したかということと関係なく課税するという発想は、そこはマッチしているとは思いますが。

そういう意味では、「扶養の社会化」ということとの対応で、残された財産、つまり生涯において使い切れなかった経済力に応じて課税するという形で、最後に世の中に貢献していただくということは、それはそれとして意義があると思います。

ただ、幾ら税額を納めていただければ、それにかかった負担と言えるのかということはいろいろな判断があろうかと思えます。しかも、それは計算方法で体现されるものなので、分割した後で課税するのか、それとも渡す前に税額を計算するというところかということについては、経済活動に対しては、國枝先生がおっしゃったとおりで、受け取った側のところで課税した方が効率性の観点から望ましいという意味においては、遺産取得課税方式の方が良いと思うのです。けれども、だからといって、遺産取得課税方式において税負担が軽くなっていいということをお願いしたいわけではない

ということを付け加えたいと思います。

二点目は、先ほど来、何人かの委員の方がおっしゃっていたところで、資産の移転の時期に中立的だということと、若い時期に親から資産を受け取ることとは、矛盾するかのような御意見だったと。誤解があれば指摘していただければと思いますけれども、資産移転の時期の選択に中立的な税制、これは私もそうであるべきだと言っているわけですが、それが必ずしも若いときに資産を受け取ることと矛盾するのではないかという御意見があったのですが、一見すると、経済学者として何を言っているか分からない。

つまり、経済学者が言っているのは、中立ということとは、30歳のときに受け取っても、50歳のときに受け取っても、70歳のときに受け取っても、負担額はトータルでは変わらないことが中立的だと言っているのですけれども、私なりに理解した語義はこういうことではないかと思ったわけです。現行制度を前提として、改革後にここで言っているような意味の資産移転の時期の選択で中立的な税制に変えたとすると、今の制度の方が、まだ若いときに資産を受け渡した方が贈与税負担が軽いから、その方が税制を変えるよりも、今の方が若いときに資産を譲り渡すという動機が高いということをおっしゃりたかったのかなと。もし間違っていたら御指摘いただきたいのですけれども、それは経済学的な語義からすると、今の税制が中立的でないということを行っているだけにすぎないのではないかと。

確かに、若い人たちにもっと資産を譲り渡すべきだということはそうだと思うのですが、それは今の税制の中で贈与税のある種の仕組みが確かに有利であるがゆえに、それが使える人にとっては、使えるような方法を用いれば、今の仕組みの下で若い人に資産を譲り渡すということなのかもしれないけれども、ひょっとしたら、それは応分の税負担をしておられないということとの裏表の関係になっているかもしれない。そういうことからすると、願わくば、今の仕組みが必ずしも中立的でないとは私は認識しているわけですが、そこからより中立的になったことによって、ビヘイビアとしては若い人に譲るということが減ることが一時的にあったとしても、移行し終わった後の中立的な仕組みにおいては、中立的だと標榜しているわけですから、当然、そういう仕組みの下では、30歳のときに受け取ろうが、50歳のときに受け取ろうが、トータルの税負担は変わらないという仕組みになってほしい。こういう話なのかなと思った次第であります。

三点目は、話が長くなったので、また後ほど。

#### ○増井座長

佐藤先生、お願いいたします。

#### ○佐藤慶應義塾大学大学院法務研究科教授

土居先生の二点目の論点ですが、平井先生や高橋先生がおっしゃったのは、若年期における資産移転を後押しする税制が望ましいということをお考えになっ

ていて、そうすると、後押しする税制というのは中立的な税制と矛盾する、何とか両立させたいというのが2先生からの問題提起であったと考えて、この話は2先生としたことがあるものですから、そこは経済学的な理論ではなくて、やや政策的に若年層への資産移転を促進させたいという要求と、理論的により中立的な税制というのと、これが矛盾するかもしれないが、両立させたいというお話だったかと思いますので、差し出口ですが、申し上げました。

#### ○増井座長

特に挙手はないのですけれども、淵先生、もしよろしければ一言いかがでしょうか。

#### ○瀧神戸大学大学院法学研究科教授

私は、経済学は素人ですので、非常に勉強になりつつ、実務家の先生方のお話も、そういう視点は大事だなという感じで、特に付け加えることがあまりないのですけれども、せっかくの御指名ですので思いつきで一言だけ言わせていただくと、最初に土居先生が御指摘されて、高橋先生も賛同されたと思うのですが、資産評価の問題というのもやはり非常に重要だなと思っております。

これも、中長期的な話という前提で、愚にもつかないことを申し上げますけれども、相続財産を遺産税的に考えるにせよ、遺産取得税的に考えるにせよ、最初に國枝先生が富裕税というか、ピケティが言っているような話をされたわけですけれども、固まりとしての財産というものを想定しているのが相続税なのだと思うのです。ただ、現行の仕組みは、それを構成する一つ一つの財産をどう評価するかというところで、いろいろなルールがあって、かつ、それについて争いがあると思うのです。

そういう仕組みは変えられないというか、漠然と、ある人が持っている全財産とか、ある人が一生涯に受け取る全経済的価値を総合的に評価するのは難しく、一個一個に分割していかなくてはいけないことは確かなのですけれども、本来的には固まりとしての財産を、遺産税として考えるにせよ、遺産取得税として考えるにせよ、評価していかなければいけないというところが根本にあって、そういうことを踏まえて中長期的な制度設計をしなければいけないと、先生方のお話を伺っていて感じたところですので、何も具体的な政策に結びつくものではないのですが、一言述べさせていただきます。

#### ○増井座長

ありがとうございます。

それでは、岡村先生、お願いいたします。

#### ○岡村委員

遺産税か遺産取得税かというお話が出ていますけれども、これは相互背反的というのですか、こっちだったらこっちは駄目とか、こっちだったらこっちは駄目という必然的な背反関係にあるものではないと思いますので、どちらもやってもいいかというところもある。要するに、どちらにも担税力はあると思うので、そこはそうだと思って

おります。

例えば、遺産についてある程度のフラットな税で一回かけて、その後、遺産取得税の形で累進課税をしっかりとやるとか、そういったやり方もあり得るのかなと思います。

以上でございます。

#### ○増井座長

ありがとうございます。

これまでいただいた御意見を踏まえて、さらに御指摘があれば伺いたいと思います。特によろしゅうございますでしょうか。

では、土居先生、三点目がございましたね。お願いいたします。

#### ○土居委員

話が長くなったので1個しゃべらないままだったのですが、先ほど岡村先生がおっしゃった資産格差を本当にならせるような税なのかという深遠な問いは私も全く同感で、特に直系卑属でない方々との間での財産の移転はどう評価すべきなのかというのはなかなか悩ましいところがあって、あまり厳格な定義はないけれども、直系卑属の間での資産格差の遺伝というのは、社会の流動性を担保するという観点から望ましくないのではないかという、絶対王政とは言わないけれども、血縁でずっと代々受け継いでいくということの良いのかどうか、世襲で良いのかどうかということとの関係もそこには見方としてはある。

往々にしてそういう形で資産格差が拡大してきた過去があるということぐらいしか言えない。つまり、絶対王政の王朝がずっと民主主義の洗礼も受けずにそのまま固定的に財産を受け継いできたような話があるというエピソードはあるけれども、それが別の産業のダイナミズムを生んだのかもしれないとか、同族会社が産業のダイナミズムを生んだのかもしれないとか、なかなか悩ましい問題がある。とはいえ、少なくとも今のところ、直系卑属に対する遺産相続については、そこで資産格差が固定化しないようにすべきだということについては、それなりのコンセンサスはあるのかなと思います。けれども、全く第三者の人から受け継いだ資産をたくさん集めて、その人がたくさん資産を抱えたとして、それで何が問題なのかということについては、ネガティブか、ポジティブかということのはなかなか難しいところがあるのではないかと思います。

以上です。

#### ○増井座長

國枝先生、お願いいたします。

#### ○國枝中央大学法学部教授

私も一点だけ。

格差との関係ですけれども、岡村先生から薄く広い相続税でどうかという話だったと思うのですが、実は経済学者でもそういうことを言う人もいらっしゃいます。

ただ、考えなければいけないのが、相続税だけで資産分布あるいは資産格差を是正できるわけではなくて、相続税と、金融資産であれば金融所得課税、この2つで格差を是正していく。

その際に、金融所得の性格からして、金融所得の方がどちらかというといふ累進度をあまり強くしてしまうというよりは、広く薄くとは言いませんけれども、場合によっては分離課税だとすると、やはり資産移転課税の主な役割はスーパーリッチと言われるような人たちについて格差是正を図っていくというのが役割だと思うので、そういう観点でいうと、金融所得課税あるいは資産所得課税と資産移転課税セットで考えていく必要があるのだらうと思います。

以上でございます。

#### ○増井座長

岡村先生、お願いいたします。

#### ○岡村委員

格差の是正ということになりますと、是正される側と是正してもらう側の関係もありますので、若い世代に相続税の税収がある程度回っていきまないと、目的が達成できないと思います。消費税のときは少子化の対処ということを入れたと思うのですが、そのような目的を入れるのかどうかは分かりませんが、国民への御説明としては、これによって若い人たちのスタートラインでの格差を是正していきましようということをやることがいいのではないかと思います。

以上です。

#### ○増井座長

いかがでございますか。

会長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○中里会長

私はあまり発言してはいけないのですが、岡村先生が最初におっしゃったことがポイントなのではないかと思います。

というのは、贈与税がかかるといっても、生計を一にしていれば、教育費であれ、生活費であれ、子供に移せるわけです。だから、格差是正は贈与税だけではできない。生きているうちに生活費や教育費として渡せばいいのですから。

だから、格差是正というのはもちろん重要なのですが、ここで重要なのは、見果てぬ夢を見過ぎないようにしながら現行の制度の中での現実的な改善策を考えていただきたいという点です。余りに本質的なことを言われても、現実から乖離してしまうわけにはまいりません。生計を一にしている場合に相互に金を移動させたら贈与税を課税するというわけには、民法もありますし、なかなかいかない。

だから、相続税でできること、贈与税でできることには限界があるのだけれども、その中で可能な対応を考えるということなのではないでしょうか。あまり根本的に何も

かもということをおこの専門家会合にお願いしているわけではないのです。もうちょっとテクニカルに考えていただきたいと思います。

そこで重要なのは、本日もご出席の、実務家の先生方に現行の問題点をお聞きして、実情を把握した上で改善点をお考えいただければと感じています。平井先生がおっしゃったこと、高橋先生がおっしゃったこと、それに神津先生がおっしゃったことは、かなり控えめに聞こえますけれども、実はそこは大変なことなのかもしれません。何もかも根本的に変えるというわけにいかない。生計を一にする場合の移転を良いとか悪いとかここで言ってもどうしようもないので、それは相続税、贈与税の問題ではなく、家庭とは何かとか憲法に遡る話ではないかと思えます。

#### ○増井座長

事務局の宮下企画官、御議論を踏まえて何か御発言がございますでしょうか。

#### ○宮下企画官

ありがとうございます。

法律学・経済学・実務の視点、それぞれの観点から大変貴重な御意見を賜ったと思っております。

まさに、課税方式の話も含めて、相続税・贈与税の在り方というのは、この大きな方向性はまだまだ整理しなければいけない論点がたくさんあるのだということを改めて認識させていただきました。

引き続き我々も勉強していきたいと思っております。ありがとうございます。

#### ○増井座長

本日は、「中期的な課題」について、委員の皆様から御質問や御意見をいただきました。

今後の検討を進める上で大変意義のある会議になったと思います。

次回の専門家会合は、冒頭に申し上げましたとおり、「当面の対応」について議論したいと考えております。

本日の会合は以上です。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]